

## 記

### 1 鑑定対象物

- ① 甲 6 3 で中井泉が鑑定を実施した請求人の毛髪、1 本
  - ② 甲 1 2 3 2 で中井泉が鑑定を実施した請求人の毛髪、数十本
- なお、①の毛髪は②の毛髪に含まれている。

### 2 鑑定事項

上記の各毛髪にヒ素が付着しているか否か。

### 3 鑑定を求める理由

最高裁判決（第 1 審および控訴審も同じ）は、請求人の毛髪から高濃度のヒ素が検出されたことをもって、請求人が犯人であることの重要な間接事実であるとする。

確かに、中井泉が行った上記の各鑑定では、請求人の右側頭前部の毛髪の切断部から、甲 6 3 では 4 8 mm の部位に、甲 1 2 3 2 では 5 0 ～ 5 3 mm の部位に、ヒ素が付着していたとされている。また、中井および山内の証言によれば、同ヒ素は毛髪が亜硫酸に被爆したことによるものであり、毛髪の成長速度からすれば、本件事件当時、同部分は表皮に近い部位であるとされている。

- (1) ところで、甲 1 2 3 2 の鑑定には、甲 6 3 の毛髪 1 本が含まれていたとされている。そしてその甲 6 3 の毛髪の砒素が付着している部分は、「切断部から 4 8 mm の位置からのみ、高濃度な砒素の存在が認められた」とされているのに、その毛髪を含む数十本について行われた甲 1 2 3 2 では、砒素が付着している部分は、切断面から 5 0 ～ 5 3 mm の位置となっている。同じ鑑定対象物であるにもかかわらず、付着部位が両者で異なる（甲 1 2 3 2 では、「1 mm ステップで 1 次元分析した」とされており、「測定誤差」では到底説明にならない）のは矛盾というほかない。この事実は、中井泉が行った鑑定が正しくないこと、つまり、鑑定ごとに違う場所からヒ素が検出されるという、およそ鑑定と言うに値しないものであることを露呈している。

中井泉は、甲 1 2 3 2 において、図 2 として①の毛髪についてのスペクトル図を添付しているが、ここで本来添付すべきは、甲 6 3 に添付されている図 1 のはずである。中井がこの甲 6 3 の図 1 を甲 1 2 3 2 に添付しなかった理由を推測してみると、甲 6 3 の図 1 と甲 1 2 3 2 の図 1 とを対比してみれば、両者が整合しないことが一目瞭然となってしまいうため、この点をごまかすためであったことが強く疑われるのである。

(2) また、この各鑑定が正しいとすれば、これらの毛髪が採取された平成 1 0 年 1 2 月 9 日の時点において、被告人の右側頭前部の毛髪の切断部から甲 6 3 では 4 8 mm、甲 1 2 3 2 では 5 0 ～ 5 3 mm の部位、つまり本件事件当時では頭皮付近の部位に亜砒酸が付着していたということになる。しかも、これは、体内に入った亜砒酸によるものではなく、亜砒酸が外部から毛髪に付着した、つまり亜砒酸が毛髪にかかったものであるというのである。

しかし、もしそうであるとすると、右側頭前部、同後部、左側頭前部、同後部の 4 カ所から採取された毛髪のうち（甲 6 1）、右側頭前部の約 1 6 cm の長さの毛髪（甲 1 2 3 1）のしかも切断部から 4 8 mm、5 0 ～ 5 3 mm の部位にだけに亜砒酸が付着し、その他の部位には亜砒酸が付着していないということになり、明らかに不自然にして不合理である。

なぜなら、亜砒酸が外部から付着したというなら、毛根部ではなく、先端部分に付着するはずであるし、一本の毛髪の一点にだけ付着することもないからである。この不自然にして不合理な鑑定結果は、鑑定、つまりスプリング 8 を使用した中井鑑定そのものに誤りがあったというほかになく、ひいては、カレーに混入された亜砒酸と被告人の自宅から発見された亜砒酸が同一であるとする中井鑑定全体の信用性を否定するものでもある。

(3) このような論理上あり得ない事実 (=鑑定結果) をもって、被告人を犯人であるとする事の根拠とすることは明らかに誤りである。

よって、再度鑑定を行うことによって、中井鑑定が誤りであること、つまり、請求人の毛髪にはヒ素が付着していなかったことを立証し、請求人が犯人でないことを立証する。

**【添付図面】**

- ① 甲 6 3 の図 1
- ② 甲 1 2 3 2 の図 1

以上

< ① 甲63の図1 >

7

4

#### V-2 放射光蛍光X線分析での測定結果

測定値は頭髪の切断部から100 mm 範囲を示した。測定位置は頭髪の成長速度から推測して、頭髪を採取した12月9日からおおよそ10ヶ月間の期間に相当する。測定値は頭髪にX線を照射し、発生する砒素の蛍光X線を測定し求めた。砒素の値を規格化強度で表示し、この数値は値が大きいほど頭髪の測定部位に砒素が多量存在することを意味する。

図1には放射光蛍光X線分析装置で測定した頭髪中砒素を示した。被験者の右前頭部の切断部から48 mm の位置からのみ高濃度な砒素の存在が認められた。すなわち、頭髪の限られた位置から検出した砒素は、何らかの原因による砒素の外部付着を示唆した結果と考える。

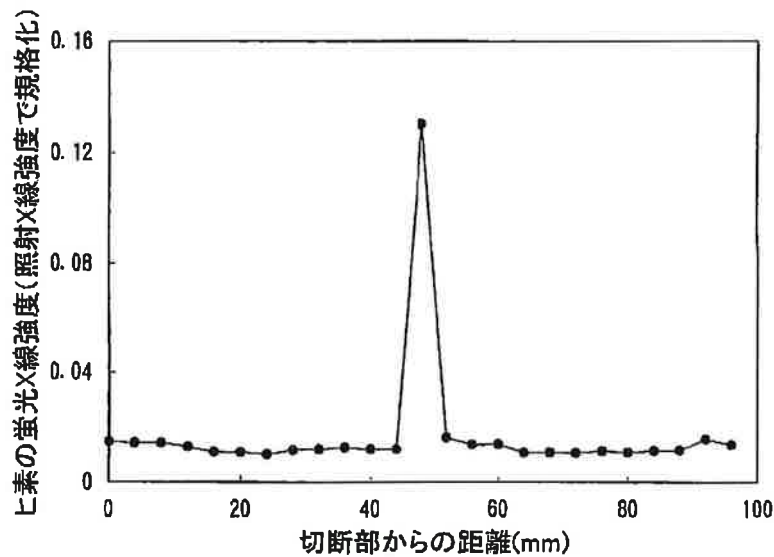


図1 放射光蛍光X線分析での頭髪中からの砒素検出

#### VI 評価

超低温捕集-還元気化-原子吸光度計で測定した被験者の前頭部の頭髪中無機砒素(iAs)濃度は一般健常者ではまれな高値である上、さらに、一般の健常者では認められない無機の3価砒素(As(III))が認められたことから、被験者には何らかの原因により無機の3価砒素汚染が存在したものと評価できる。本来、無機の3価砒素は亜ヒ酸由来であることから、この被験者の右前頭部の頭髪中無機の3価砒素は亜ヒ酸曝露(外部付着)の痕跡と判断できる。なお、被験者の左右の後頭部の頭髪から無機の3価砒素は検出されてお

< ② 甲 1232 の 図 1 >

